

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp



「一時支援金」の申請は5/31まで切です

「一時支援金」申請の流れ

「(1)緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受け、(2)2019年比または2020年比で2021年1月、2月、3月の売上が50%以上減少している」事業者が対象となります。

- ① 上記の受給資格があるかどうかを確認し(わからない場合は下記コールセンターへ)、書類を準備の上、「一時支援金」ホームページから申請仮登録をして申請IDを取得する。
- ② 「登録確認機関」(商工会議所、銀行、税理士事務所等)に連絡し、事前確認してもらう。
- ③ 事前確認が終了し、マイページで「事前確認通知番号」が発行されたことを確認したら申請する。

受給資格があるかどうか等は、一時支援金コールセンター
(0120-211-240) へ問い合わせてください。

事前確認が必要なので注意してください
「一時支援金」の申請期限が迫ってきました。一時支援金の申請は、持続化給付金や家賃支援給付金の申請と異なり、まず「登録確認機関」で「事前確認」をしてもらう必要があります。このため申請には時間がかかりますので、対象の方は余裕をもってください。
「月次支援金」が創設されます
また、4月以降も「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受け、月間売り上げが2019年または2020年の同月比で50%以上減少している事業者のために、「月次支援金」が創設されます。詳細はまだ発表されていません。

んが、「一時支援金」と同様、「登録確認機関」での「事前確認」が必要となります。ただし、「一時支援金」を申請するためには「事前確認」を済ませた人については、改めて「事前確認」を受ける必要はありません。また、「一時支援金」申請の際に提出した書類をあらためて提出する必要もありません。
支給額は、2019年または2020年の同じ月の売上から2021年の同じ月の売上を引いた額で、法人が最高20万円、個人が最高10万円です。詳しいことがわかり次第、追ってお知らせします。

雇用調整助成金が5月分から変わります

1日当たりの支給上限額が引き下げに

新型コロナによる業績悪化で、休業手当を支給して従業員を休業させた事業者を支払われる「雇用調整助成金」の特例措置が、5月分(6月申請分)から変わります。

具体的には、1人1日当たりの支給上限額が15,000円から13,500円に減額となります。休業手当の額が多い労働者には、助成金が満額支払われなくなる場合も出てくるので、新型コロナウイルスの収束が見通せない中で、雇止めや賃下げなどが進むおそれもあります。

愛商連青年部

電話 052-679-6911
FAX 052-679-6912



× **廃業の危機!?** ×

学習会 「私の仕事はどうなる？」
まずは知ろう!

危険すぎる**インボイス制度**

日時 2021年5月28日(金)

19時~20時30分

オンラインにて実施

湖東京至さん(元静岡大学教授/税理士)の解説動画を視聴し、質疑・交流を行います。

青年部

インボイス学習会

オンラインで開催します。参加希望の方はご連絡ください。ZOOMのIDとパスワードは後ほどお伝えします。

オンライン環境のない方、ZOOMのやり方がわからない方は、事務所までお越しください。

おことわり

5月30日(日)に開催を予定しておりました、春日井9条の会主催の「憲法九条平和のつどい2021 映画“新聞記者”上映会」は、緊急事態宣言発令のため中止となりました。

おいしいそうめんが今年も入荷しました! 値段は昨年と同じです

小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円

